

協議第 16 号

保育事業の取扱いについて

保育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 保育料・保育料減免について
 - (1) 保育料については、1市3町の保育所徴収金基準額表を参考に、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
 - (2) 保育料減免については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
- 2 放課後児童健全育成事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
- 3 特別保育事業について
 - (1) 低年齢児保育事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
 - (2) 延長保育事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
 - (3) 一時保育事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。
 - (4) 子育て支援センター事業については、現行のとおりとする。

平成 17 年 1 月 12 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会
会 長 深谷市長 新 井 家 光

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

協定項目	22 - 14 保育事業の取扱い	関係項目	保育料、保育料減免に関すること 放課後児童健全育成事業に関すること 低年齢児保育事業に関すること(特別保育) 延長保育事業に関すること(特別保育) 一時保育事業に関すること(特別保育) 子育て支援センター事業に関すること(特別保育)	専門部会	福祉部会
				分科会	児童福祉分科会
調整方針	1 保育料・保育料減免について (1) 保育料については、1市3町の保育所徴収金基準額表を参考に、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。 (2) 保育料減免については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。 2 放課後児童健全育成事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。 3 特別保育事業について (1) 低年齢児保育事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。 (2) 延長保育事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。 (3) 一時保育事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。 (4) 子育て支援センター事業については、現行のとおりとする。				

事務事業名	現 況				具体的調整方針
	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
1 保育料、 保育料減 免に関す ること	[基準額表] 1 7 階層 2 9 段階	[基準額表] 1 7 階層 2 9 段階	[基準額表] 7 階層 1 2 段階	[基準額表] 7 階層 1 1 段階	保育料については、1市3町の保育所徴収金基準額表を参考に、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況					具体的調整方針
事務事業名	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
	[減免] 第3子以降の保育料を無料とする。	[減免] 第3子以降の保育料を無料とする。	[減免] 国の基準により実施	[減免] 国の基準により実施	保育料減免については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
2 放課後児童健全育成事業に関すること	<p>【概要】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童及び健全育成上指導を要する児童を放課後及び長期休暇に預かり、その健全育成を図る。</p> <p>【実施施設】 《公立公営学童保育》8室 深谷学童保育室 （定員60人） 桜ヶ丘学童保育室 （定員60人） 幡羅学童保育室 （定員100人） 常盤学童保育室 （定員40人） 明戸学童保育室 （定員40人） 大寄学童保育室 （定員40人） 八基学童保育室 （定員40人） 豊里学童保育室 （定員40人）</p>	<p>【概要】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童及び健全育成上指導を要する児童を放課後及び長期休暇に預かり、その健全育成を図る。</p> <p>【実施施設】 未実施</p>	<p>【概要】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童及び健全育成上指導を要する児童を放課後及び長期休暇に預かり、その健全育成を図る。</p> <p>【実施施設】 未実施</p>	<p>【概要】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童及び健全育成上指導を要する児童を放課後及び長期休暇に預かり、その健全育成を図る。</p> <p>【実施施設】 未実施（施設なし）</p>	放課後児童健全育成事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況					具体的調整方針
事務事業名	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
	<p>開設時間 (平日) 放課後 ~ PM6 : 00 (土曜) AM8 : 30 ~ PM6 : 00 (その他 : 夏冬休業日) AM8 : 00 ~ PM6 : 00</p> <p>月額保育料 所得税課税世帯 6,000円 市民税所得割課税世帯 5,000円 市民税均等割課税世帯 2,500円 生活保護世帯 0円 おやつ代一律 2,000円</p>				
	《民営学童保育》 7室	《民営学童保育》 2室	《民営学童保育》 2室	《民営学童保育》 1室	

事務事業名	現 況				具体的調整方針
	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
3(1) 低年齢児 保育事業 に関する こと	<p>【概要】 出産後、低年齢児保育をする保育所があることで、安心して出産し働くことができるなど、保護者のニーズに応え、乳児等の保育を行う。</p> <p>【実施施設】 《公立保育所》 (生後2ヶ月目から実施) ・桜ヶ丘保育園 ・藤沢保育園 ・明戸保育園 ・豊里保育園 ・八基保育園</p> <p>《民間保育所》 (生後2ヶ月目から実施) 7所 (生後3ヶ月目から実施) 3所 (生後4ヶ月目から実施) 2所 (生後6ヶ月目から実施) 3所 (生後8ヶ月目から実施) 1所 (生後9ヶ月目から実施) 1所</p>	<p>【概要】 出産後、低年齢児保育をする保育所があることで、安心して出産し働くことができるなど、保護者のニーズに応え、乳児等の保育を行う。</p> <p>【実施施設】 《公立保育所》 (生後10ヶ月目から実施) ・岡部西保育所 ・岡部保育所 (1歳児から実施) ・榛沢保育所 ・本郷保育所</p> <p>《民間保育所》 (生後3ヶ月目から実施) 2所</p>	<p>【概要】 出産後、低年齢児保育をする保育所があることで、安心して出産し働くことができるなど、保護者のニーズに応え、乳児等の保育を行う。</p> <p>【実施施設】 《公立保育所》 (2歳児から実施) ・田中保育所 ・南 保育所 ・長在家保育所</p> <p>《民間保育所》 施設なし</p>	<p>【概要】 出産後、低年齢児保育をする保育所があることで、安心して出産し働くことができるなど、保護者のニーズに応え、乳児等の保育を行う。</p> <p>【実施施設】 《公立保育所》 施設なし</p> <p>《民間保育所》 (生後2ヶ月目から実施) 2所</p>	<p>低年齢児保育事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>

現 況					具体的調整方針
事務事業名	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
3(2) 延長保育 事業に関 すること	<p>【概要】 保護者の就労条件や突発的な要因により通常の保育時間を越えて児童を保育し、保護者の利便向上を図る。</p> <p>【実施施設】 《公立保育所》 ・桜ヶ丘保育園 ・豊里保育園</p> <p>保育時間 (平日) AM8:30～PM5:00 (土曜) AM8:30～PM12:00 延長保育時間 (平日) AM7:00～AM8:30 PM5:00～PM7:00 (土曜) AM7:00～AM8:30 PM12:00～PM1:30 下記時間帯の保育は延長保育利用料徴収 (平日) AM7:00～AM7:30 PM6:30～PM7:00 延長保育利用料 日額 : 100円 月額 : 2,000円</p>	<p>【概要】 保護者の就労条件や突発的な要因により通常の保育時間を越えて児童を保育し、保護者の利便向上を図る。</p> <p>【実施施設】 《公立保育所》 ・岡部西保育所 ・岡部保育所 ・榛沢保育所 ・本郷保育所</p> <p>保育時間 (平日) AM8:00～PM4:00 (土曜) AM8:00～PM12:00 延長保育時間 (平日) AM7:30～AM8:00 PM4:00～PM6:30 (土曜) AM7:30～AM8:00 PM12:00～PM2:00 土曜日の保育は岡部西保育所のみ実施</p>	<p>【概要】 保護者の就労条件や突発的な要因により通常の保育時間を越えて児童を保育し、保護者の利便向上を図る。</p> <p>【実施施設】 《公立保育所》 ・田中保育所 ・南 保育所 ・長在家保育所</p> <p>保育時間 (平日) AM8:30～PM4:30 (土曜) AM8:30～PM4:30 延長保育時間 (平日) AM7:30～AM8:30 PM4:30～PM6:00 (土曜) AM7:30～AM8:30 PM4:30～PM6:00 土曜日の保育は田中保育所のみ実施</p>	<p>【概要】 保護者の就労条件や突発的な要因により通常の保育時間を越えて児童を保育し、保護者の利便向上を図る。</p> <p>【実施施設】 《公立保育所》 施設なし</p>	<p>延長保育事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況					具体的調整方針
事務事業名	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢保育園 ・明戸保育園 ・八基保育園 保育時間 (平日) AM8:30～PM5:00 (土曜) AM8:30～PM12:00 延長保育時間 (平日) AM7:30～AM8:30 PM5:00～PM6:30 (土曜) AM 7:30～AM8:30 PM12:00～PM1:30				
	《民間保育所》 13所	《民間保育所》 2所	《民間保育所》 施設なし	《民間保育所》 2所	

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

現 況					具体的調整方針
事務事業名	深谷市	岡部町	川本町	花園町	
3(3) 一時保育 事業に関 すること	<p>【概要】 保護者の傷病、家族の看護、災害、冠婚葬祭等により一時的に保育が必要となる児童に対する保育サービス。</p> <p>【実施施設】 《公立保育所》 ・桜ヶ丘保育園 利用日時 (平日) AM8:30～PM5:00 (土曜) AM8:30～PM12:00 利用料 ・1時間: 300円 ・1日: 2,000円</p> <p>《民間保育所》 2所</p>	未実施	未実施	<p>【概要】 保護者の傷病、家族の看護、災害、冠婚葬祭等により一時的に保育が必要となる児童に対する保育サービス。</p> <p>【実施施設】 《公立保育所》 施設なし</p> <p>《民間保育所》 2所</p>	一時保育事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。
3(4) 子育て支 援セン ター事 業に関 すること	<p>【概要】 地域の子育て家庭の支援活動をするため、担当職員を保育所に配置し、子育て家庭に対する育児支援を図る。</p> <p>【実施施設】 《公立保育所》 2所 ・桜ヶ丘子育て支援センター ・豊里子育て支援センター 利用日時 AM8:30～PM5:00 (日・月・祝日除く)</p> <p>《民間保育所》 13所</p>	<p>【概要】 地域の子育て家庭の支援活動をするため、担当職員を保育所に配置し、子育て家庭に対する育児支援を図る。</p> <p>【実施施設】 《公立保育所》 未実施</p> <p>《民間保育所》 1所</p>	未実施	未実施	子育て支援センター事業については、現行のとおりとする。

関係法令等抜粋

【児童福祉法】

(児童福祉の理念)

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(児童育成の責任)

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(原理の尊重)

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

(児童)

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

(1) 乳児 満1歳に満たない者

(2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

(3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

第21条の26 市町村は、児童の健全な育成に資するため、第6条の2第7項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

(保育の実施)

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

関係法令等抜粋

3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

4 市町村は、第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

5 市町村は、第1項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。
(児童福祉施設の設置)

第35条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。)を設置するものとする。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

(4~7略)

(保育所)

第39条 保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

(最低基準の制定等)

第45条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営、里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

2 児童福祉施設の設置者並びに里親及び保護受託者は、前項の最低基準を遵守しなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。